

山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(趣旨)

第2条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した山小屋が、この難局を乗り越えて経営力を取り戻すため、感染症対策の強化に向けた取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、富山県内の中部山岳国立公園内において山小屋を経営し、次の第1号若しくは第2号のいずれかに該当し別表1に掲げるもの又は第3号に該当するものをいう。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- (3) 知事が特に認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは対象としない。

- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）である場合（ただし、ウに該当する場合であっても、経営に支配力を有しないと認められる場合を除く。）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (2) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下「取締役等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (4) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
- (5) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与

する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

- (6) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (7) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業並びにそれらに類似する業種を営む者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (10) 補助金を交付するにあたり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助事業）

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、富山県内の中部山岳国立公園内における山小屋において、令和 3 年 2 月 15 日から令和 3 年 7 月 31 日までに行われた事業で、別表 2 のとおりとする。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第 5 条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表 3 のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第 7 条 知事は、規則第 4 条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から原則として 30 日以内に行う。知事は当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等のうえ、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助事業の採択)

第8条 補助事業は予算の範囲内で採択するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者に対して補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すものとする。

(補助事業の内容又は経費の変更)

第10条 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く。)又は補助事業に要する経費の変更(軽微なものを除く。)をする場合には補助事業の変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(事業の中止及び廃止)

第11条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には補助事業の変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等)

第12条 補助事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は知事に報告し、知事の指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(遂行状況の報告)

第15条 補助事業者は、必要に応じ、遂行状況報告書(様式第4号)により、知事に対して補助事業の遂行状況の報告をしなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 20 日を経過した日、又は令和 3 年 8 月 20 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第 17 条 知事は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 18 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の 2 分の 1 以内を概算払いにより交付することができる。

(補助金の請求)

第 19 条 補助事業者は、前条の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、知事が定める精算(概算)払請求書(様式第 6 号)により知事に補助金の支払い請求を行うものとする。

(立入検査等)

第 20 条 知事は、補助事業の適正化を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は、補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し)

第 21 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第 3 条第 2 項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

3 知事は、補助事業者が、国や県等の他の補助金を併せて活用し、補助金の二重交付となる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 22 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取

り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

- 2 知事は、第1項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができる。

(取得財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次の各号に定める期間（以下「処分制限期間」）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳を（様式第7号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

- (1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間
- (2) 汎用性が高い備品等については、前号の規定にかかわらず補助事業の完了の日から5年

- 2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（第8号様式）により知事の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。
- 3 前項の場合において、知事は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りではない。

(補助金の経理等)

第24条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後5年まで保存しなければならない。

(産業財産権等に関する報告)

第25条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に出願若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、

遅滞なくその旨記載した産業財産権等取得等届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（収益納付）

第26条 知事は、補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第27条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年2月11日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表1（第3条関係） 補助対象者

| 業種 | 中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと) | | 小規模企業者 |
|------------------------------------|--------------------------|--------|--------|
| | 資本金の額 または出資の総額 | 従業員 | 従業員 |
| ①製造業・建設業・ 運輸業その他の業種 (②～④を除く) | 3億円以下 | 300人以下 | 20人以下 |
| ②卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 | 5人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 | 5人以下 |

※1 資本金は、資本の額または出資の総額をいう。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解され、これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれない。

※3 交付決定後に小規模企業者から中小企業者に変更となった場合は、補助率を4分の3から3分の2へ変更する場合がある。

別表2（第4条関係） 補助事業

| 事業区分 | 事業内容 |
|-------------|---|
| 感染症対策に関するもの | 飛沫防止用パネル・カーテン、換気システム導入、マスク・シーツ等衛生用品購入、消毒・清掃機器、施設改修、その他感染症対策 |

別表3（第5条関係） 補助対象経費、補助率及び補助金額

1 補助対象経費

| 経費区分 | 内容 |
|--------|--|
| 謝金・旅費 | 専門家謝金・コンサルタント料、専門家旅費、従業員等の旅費 |
| 広報費 | ホームページ・PR映像等作成等広告宣伝費、通訳料・翻訳料、原稿料 |
| 印刷製本費 | パンフレット・ポスター・チラシ・マニュアルの印刷費等 |
| 通信運搬費 | 通信費、輸送費 |
| 雑役務費 | 補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代、派遣労働者の派遣料等 |
| 借料 | 会場借料、機器・設備等のリース料・レンタル料 |
| 機械装置等費 | 機械装置等の購入費(自動車及び既に導入しているソフトウェアの更新料は対象外)、設置工事費 |

| | |
|--------|-------------------------|
| 備品購入費 | 什器・備品・衛生用品等の購入費、設置工事費 |
| 外注費 | 事業に必要な業務の一部の外注費（請負、委託等） |
| 改装等工事費 | 店舗・施設の改装、改修工事費 |
| その他経費 | 上記の他、知事が特に必要と認める経費 |

※1 転売を目的とした備品、消耗品等の購入費は補助対象とならない。

※2 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。

※3 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。

※4 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。

2 補助率

| | |
|-------------|----------------------|
| 中小企業者 | 小規模企業者 知事が特に認めるもの |
| 補助対象経費の3分の2 | 補助対象経費の4分の3 |

3 補助金額

上限額30万円

山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 山小屋感染症対策緊急支援事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同施行令（昭和30年政令第255号）並びに富山県補助金等交付規則及び山小屋感染症対策緊急支援事業補助金交付要綱によるほか、本実施要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 「山小屋感染症対策緊急支援事業」とは、県が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した富山県内の中部山岳国立公園内における山小屋の感染症対策強化により、経営力を取り戻す取組みに要する経費に対し補助を行う事業をいう。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金は山小屋感染症対策緊急支援事業を行うために必要な経費であって、知事が必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、富山県補助金等交付規則第3条に基づき、同条の定める様式による補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書、その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 知事は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く）をする場合において、知事の承認を受けるべきこと
- (2) 補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関すること
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けるべきこと
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合に、速やかに知事に報告し、その指示を受けること
- (5) 補助事業を実施するに際し業務上知り得た情報等については、秘密を厳守し、業務以外に利用しないこと
- (6) 前各号のほか、補助事業の遂行につき必要と認められる事項

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、決定の内容及びこれに条件を附した場合には、その条件を補助金等の交付を申請した者に文書を交付して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付した条件に不服があるときは、当該受領の日から10日を経過する日までに申請の取下げをすることができる。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この期間を短縮し、又は延長することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りでない。

(補助事業の遂行の取消等)

第9条 補助事業は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他知事の指示及び処分に従い、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。いやしくも補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(状況報告)

第10条 知事は、必要に応じ補助事業の遂行状況報告書を提出させることができる。なお、遂行状況の対象期間、報告期限等については第6条による交付決定の際に通知する。

(実績報告)

第11条 補助事業が完了したときは、富山県補助金等交付規則第12条に基づき、同条の定める様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

また、消費税及び地方消費税を申告することにより補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は第11条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必

要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知する。

知事は前条の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずることができる。

(補助事業の遂行の指示)

第13条 知事は状況報告、完了又は廃止に係る報告等を受けた場合において、その補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対して期日を指定し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきこと、あるいはこれに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の指示に従わなかったとき、知事はその者に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(決定の取消)

第14条 知事は次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 第9条の規定に違反して補助金を他の用途に使用したとき

(3) 正当な事由がなく、要領に定める報告をせず、又は調査を拒んだため、補助事業の内容が確認できないとき

(4) 前各号のほか、補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は知事の指示に従わなかったとき。

2 知事は、間接補助事業者が間接補助金等の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関してこの規則に違反したときは、機構に対し、当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金額の確定があった後についても適用があるものとする。

4 第1項における交付決定の取消し及び前条における補助事業の遂行、是正の措置の指示をするときは、その理由を示さなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消にかかる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 知事は交付すべき補助金を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

3 知事は、第1項の返還の請求に係る補助金等の交付の決定の取消が前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、

申請により、返済期限を延長し、又は返還の請求の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- 4 前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第17条 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産で補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認め、知事が指定する財産を、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(立入調査等)

第18条 知事は、補助金又は間接補助金等に関し必要があると認めるときは、機構若しくは間接補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

附則 この要領は、令和3年2月11日から施行し、令和4年3月31日をもって失効する。